

## 第27回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年3月22日（水）午後3時30分から午後4時30分

2 開催場所 出雲崎町役場 議員控室

3 出席委員（8人）

会長	2番	内藤 仁
会長職務代理者	4番	山田久男
委員	1番	遠藤文男
	3番	安達義男
	5番	森山一郎
	6番	加藤修三
	7番	佐藤敏夫
	8番	南波博直

4 欠席委員

欠席者なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

第5 報告第2号 農用地利用配分計画（案）について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 大矢 正人

係長 黒崎 陽介

7 会議の概要

事務局長 ただいまから第27回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は全員出席です。総会は成立しておりますので、総会を進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、6番 加藤委員、7番 南波委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の黒崎係長を指名いたします。

議 長 3番の諸般の報告をさせていただきます。

【出席した内容について口頭で報告】

- ・ 3月21日(火)、22(水)  
農業委員会中越協議会農業委員会会長会議  
会 場：住吉屋(長岡市寺泊大町)  
出席者：内藤会長

議 長 それでは、議事に入ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第1号について説明します。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知書について、1件の報告がございます。

【議案書に基づいて内容を説明】

借り手の変更による合意解約となります。もともと農地法第3条許可による賃貸借契約が自動継続しておりましたが、このたび、神条地区の一部で小規模な集積・集約の見直しがあったことによるものであります。なお、解約された農地の今後の利用については、このあとの議案第1号農用地利用集積計画に上程されます。以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、議案第1号 農業経営基盤促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第1号について説明します。議案第1号農地利用集積計画について、利用権設定の申出として、再設定が14件、新規17件の計、31件の申出がありました。なお、新規17件のうちJAによる転貸が2件、中間管理機構への貸付案件が12件となっております。

### 【議案書に基づいて内容を説明】

以上、このたびの利用集積計画の案件となります。なお、中間管理機構にかかる案件については、全て貸付後の自作地面積 1,000 m<sup>2</sup>未満、貸付期間が 10 年以上の賃貸借となるなど、経営転換協力金の対象となります。平成 29 年分として後日申請予定となっております。また、地方税法により公社に貸付けした農地のみ、固定資産税の課税標準額が 2 分の 1 に軽減される特例が平成 30 年度課税から適用される予定です。なお、この新潟県農林公社の転貸先はこの後の報告第 2 号 農用地利用配分計画により報告します。

議案第 1 号のこれまでの計画内容について、全て、農業経営基盤強化促進法第 18 条の 3 項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第 1 号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして報告第 2 号 農用地利用配分計画案について事務局より説明願います。

事務局 報告第 2 号について説明します。報告第 2 号農用地利用配分計画案について先ほどの農林公社中間管理機構からの転貸先が 10 名となっております。なお番号 1 から番号 7 までが神条集落の案件となります。集積によりマッチング相手が複数の筆などがあり煩雑となっておりますので別に用意しました対象農用地等リストをご参照ください。

### 【議案書に基づいて内容を説明】

農用地利用配分計画は新潟県が公告(告示)し、決定することになっており、特に農業委員会での議決事項ではありませんが、中間管理事業を利用した出先の農地の受人について出雲崎町農業再生協議会で作成した農用利用配分計画案を農業委員会では意見を付せることになっており、委員のみなさんに把握していただくためこの場で報告させていただいております。総会后、農業委員長名により農用地利用配分計画案として農林公社(中間管理機構)へ提出し、農林公社から新潟県へ提出されます。

以上で説明を終わります。

議長 ただいま事務局より説明がありました。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしました。  
この際、その他の件について、委員からご発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第27回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

平成29年3月22日

議長 ⑩

議事録署名委員  
6番 ⑩

議事録署名委員  
7番 ⑩